

健 第 2 8 1 9 号
令和6年10月16日

各市町村長 様

大阪府健康医療部健康推進室長

HPV検査単独法による子宮頸がん検診の導入について（依頼）

日ごろは、本府健康医療行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、市町村及び検診機関に対し専門的な見地からがん検診の実施方法、その効果及び精度管理のあり方等について適切な実施を推進するため、大阪府がん対策推進委員会がん検診部会を設置し協議を行っております。

先般開催しました当該部会において、大阪府内市町村におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診の実施体制等について協議した結果、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

記

大阪府内市町村にて実施するHPV検査単独法による子宮頸がん検診については、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（令和6年2月14日一部改正）」及び「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」を遵守すること。

また、がん検診としてのHPV検査単独法は、HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性があることに加え、活用すべきマニュアルが暫定版であることも踏まえて、導入にあたっては、指針に定められた要件を満たしたうえで実施できるよう十分な検討を行い、計画的に進めること。

（参考）

- ・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001266917.pdf>
- ・対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル
https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20240222_HPV.pdf

問い合わせ先
大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
がん対策グループ 新田・俣野
電 話：06-6944-9163
FAX：06-6944-7262